

# 群馬県高等学校PTA連合会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、群馬県高等学校PTA連合会(以下「本会」という。)と称する。

(組 織)

第2条 本会は、群馬県内の公立高等学校PTA・中等教育学校PTA及び高等部を置く特別支援学校PTA(以下「高等学校PTA」という。)を加盟単位として組織する。

2 本会は、関東地区、全国高等学校PTA連合会の会員となる。

(目 的)

第3条 本会は、高等学校PTAの健全な発展と青少年の健全育成につとめ、単位PTA(各加盟校PTAをいう。以下同じ。)相互間の連絡提携を密にし、高等学校教育の振興をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) PTA事業の研究並びに活動の推進に関すること
- (2) 教育関係諸団体との提携
- (3) 群馬県高等学校保護者連絡会との連絡提携
- (4) その他本会目的達成のために必要な事業

## 第2章 役 員

(役員の種類と定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、役員候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の推薦により総会において選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、前項の規程にかかわらず、理事会の承認を経て補充することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 理事は理事会に出席して会務を審議する。
- (4) 監事は会務の執行及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任者が就任するまでは、その職にある者とする。

(事 務 局)

第9条 本会に次の事務局を置く。

群馬県高等学校PTA連合会事務局と称し、所在地は会長の指定する場所とする。

- 2 事務局には会長の委嘱する次の職員を置き、庶務・会計等の事務を担当する。  
事務局長・事務局次長・事務局員

(顧 問)

第10条 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により総会において承認する。
- 3 顧問は会長の諮問にこたえ、または必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### 第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は単位PTAの代表者2名をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
- 4 総会に付議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 事業並びに決算の承認
  - (2) 事業計画並びに予算の承認
  - (3) 役員を選任
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他、本会の運営に関する必要な事項

(理 事 会)

第12条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会の運営全般について協議する。

(本部役員会)

第13条 本部役員会は第5条に定める者(理事を除く)をもって構成し、緊急事項を審議・処理するほか、理事会に提出する案の作成を行う。

- 2 本部役員会は会長が招集し、議長は会長があたる。

(推薦委員会)

第14条 推薦委員会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時推薦委員会を開くことができる。

- 2 推薦委員会は、会長・副会長・校長理事をもって構成し、次年度役員を選考し、理事会の議決を経て総会に提出する。

### 第4章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費及び負担金並びに補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第16条 本会の会費は単位PTAが負担し、全日制生徒一人につき140円を、毎年6月末日までに納入するものとする。

ただし、定時制生徒については全国正会員としての加盟費を納めるものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 表 彰

(表 彰)

第18条 本会は、PTA活動を通して、社会教育の発展に貢献した個人に対し、表彰を行う。

- 2 本会の表彰規定は別に定める。

### 第6章 雑 則

(補 則)

第19条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 1 本会則は平成元年6月9日から施行する。

- 2 平成8年4月1日一部改定
- 3 平成10年4月1日一部改定
- 4 平成17年6月17日一部改定
- 5 平成19年6月8日一部改定
- 6 平成25年6月8日一部改定
- 7 令和元年6月7日一部改定